

現代フランスにおける社会的硬直性との対峙 (二)

— 社会統合と教育 —

松 本 明

1 政治的・象徴的機能

アンセルシオンを実現する上で、教育が重要な要素の一つとなることは冒頭で述べた。事実、一九九二年、フランス国民は青少年の教育に四千六百億フランを費やした。その支出の三分の二を国が賄った。教育制度の運営を行なっているのも国である。また、文部省は百万人を超える雇用者を擁す全国一の使用者である。しかしながら、この巨大な装置も全ての人に同様に恩恵を与えているとは考えられない。例えば、生徒たちの学習成果の評価に関する文部省が行なった調査によれば、相異なる社会層に属する生徒たちとの間の成績の乖離が歴然としてい

るのである。⁽¹⁾

この一世紀、フランス社会は若年層の統合をどのように捉え、そして学校の使命をどのように定義付けてきたのだろうか。共和制国家と人権のイデオロギーに支えられた第三共和国の小学校は、依然として各地方の多様性を備えていた国を文化的に統合した。また、数多くの移民の波を統合することに寄与した。⁽²⁾ 更に、別のイデオロギーによると、学校の目的は教育による人民の教化ということであった。それは二つの見方があり、一方は、平民階層の子どもたちに、秩序、労働、規律、習慣を早い時期に教えることが肝要であると、他方は、特に社会主義活動家たちにおいてであるが、人民に、プロレタリア化から逃れ、自己の尊厳を肯定する文化的手段を与えなければならないというものであった。⁽³⁾

ギゾー (GUZOT) が、「初等教育が秩序と社会安定のための一つの保証である」と述べたのに対してジュール・フェリー (Jules FERRY) は、一七八九年の原則を参照している。つまり、共和国と第一革命とを同時に受容するようにさせることである。そこに、フェリー及びその周囲の者たちの獨創性が窺える⁽⁴⁾。

共和国は、右からは王党派とその同盟者である教会の脅威に晒されていた。学校が統一と普遍性の空間にならねばならなかった。それが政教分離の基本原理であった。左からは、ブルジョワジーに構築された社会秩序に対して積極的に異義を唱える社会主義及び組合運動に、共和国は脅かされていた。フランスにおいて、労働界は、この一九世紀末の激しい階級闘争を経てきており、争議が非常に顕著な空間である⁽⁵⁾。各単位が全体を表わすというこのモデルはジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques ROUSSEAU) のモデルそのものである。ルソーは、社会の各構成員に存在する一般利益を個人の利益の総和と区別していた。勿論、原理と現実との間の距離は大きい。社会的紐帯のこの政治的な定義は、根本的に不平等な⁽⁶⁾現実の社会秩序を正統化しているのである。

ルソーによれば、民主主義は寡頭政治体制に対立するものである。後者においては、富裕者は富裕者の利益のために統治を行なうのである。従って、政治の現実結局のところ、階級間の紛争である。他方、民主主義は逆に理想の国家であり、非常に制限された共同体を想定する。そこでは、人民全員が集合し、諸事を決定しうる。また、この共同体は完璧に徳のある市民集団を想定し、

彼らは個別の利益よりも共通の利益を優先するのである。従って、近代における大国家には適用が難しいシステムである⁽⁷⁾。

(1) Jean-Claude DROUIN, *La France face à ses inégalités sociales*, HATIER, 1994, p. 40.

(2) Bernard CHARLOT, *de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle*, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 346.

(3) *op. cit.*, p. 347.

(4) *op. cit.*, p. 348.

(5) *ibidem*.

(6) *op. cit.*, p. 350.

(7) Patrice CANIVETZ, *Eduquer le citoyen?*, HATIER, 1991, p. 20.

2 統合と断絶

フランスにおける第三共和国の小学校は、言語、文化及び社会の多様性がまだ大きく、移民の波が相次いでいた社会においては、統合のための強力な手段であった。

この手段は、他の制度がそれに従っていくだけに、一層、効力をもち得たのである。つまり、軍隊、政党、組合等もフランス人の間の差異(土着の者であろうと、移民であろうと)をそれらの固有の論理において克服し、再構成していくことを目論んでいたのである。差異というのは国体を分割する。従って、学校空間から排斥せねばならなかった。この政治による統合のモデルにおいて、統合は合体(併合)により機能するとされていた。国民全体を共和国の形態の中で定義づける原則を、未来の個々の市民に含入していこうとしたのである。市民は小学生の内に先取りされており、共和国の権化といえるものである。

この統合の効能は、政治による統合の発想に依拠していた。第三共和国の小学校は、社会移動の手段たらんとも、職業教育の手段たらんとも目論まれてはいなかった。

高等小学校や商工業実業学校等の、より職業的使命を担った一定の学校は発達していた。学校は統合の道具であり、同時に、排除の道具になることはなかった。このような状況は、一九三〇年代、延ては一九六〇年代まで続いた。⁽²⁾

それ以来、個人の利益を保護せねばならない学校は労働界と一線を画さねばならなくなった。教育界と生産界との断絶、学校と環境との断絶という二つの断絶は近年までフランスの学校を色濃く特徴づけており、同一の原則に依拠している。つまり、学校は統一と普遍性の空間であり、そこにおいて多様性、特殊性、社会闘争等は一切、正当性をもち得ないということである。社会主義及び組合運動は、プルードン(PROUDHON)による無償且つ義務的な学校並びにマルクス(MARKS)による国立の学校に対しては歴史的に沈黙を保ってきた。従って、それらの運動は、この共和国の学校に自発的に加担することはなかった。この共和国の学校は、社会的紐帯を政治的紐帯に減じるといふ発想を押しつけるものであったからである。とはいふものの、これらの運動は、若年者たちに、個人の等しい尊厳を教えこむ利点も見出し

ていた。⁽³⁾このように、学校教育が国民の政治的統合の手段たるべく多様性の排斥⁽⁴⁾に努める一方において、社会移動ないしは職業教育の展望が欠落しており、その意味においては、学校と社会との断絶が見られた。

(1) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, pp. 348-350.

(2) op. cit., p. 350.

(3) op. cit., p. 348.

(4) 本稿の鍵概念である「排除」と取って弁別するために「排斥」を用いた。各種国語辞典参照。

3 多様性の排斥から受容へ

第三共和国の下で、平等は小学校に限定され、政治的原則と考えられていた。第五共和制では、中等教育まで拡張され、社会的要請として提示されていた。それ以来、状況は複雑になった。経済上、学校は若年層に、未だ非常に階層化していた社会へのアンセルシオンの準備をさせねばならなかった。労働分業の諸要求を充足するため、学校は若年者たちに差異を与えねばならなかった。しか

し、民主主義の原理に対して、あらゆる差異は非合法の嫌疑がかけられた。従って、学校の実質機能とその政治的・象徴的機能との間には、よくて緊張、悪い場合には矛盾が存在したのである。この矛盾は、一九六〇—一九七〇年代を通して学校に関する論議の中心となった。機会均等の概念は、この矛盾をイデオロギー的に(理念的に)統制することを可能にする⁽⁵⁾。この矛盾とは、先にも触れたように、学校教育を巡る経済と政治、社会分業と民主主義、並びに学校の実質的機能と政治的・象徴的機能との間で対峙する構造に対応するものである。

ベルトワン (J. BERTHOIN) の表現を借りれば、

「これらの多様な能力的的確な追及による多様な教育形態」は、若者たちを多様な職業的アンセルシオンへと導いていくのである。それ以来、学校は差異を受け入れるだけでなく、多様な教育を通して、この差異を創出していくべき所となった。それは社会的紐帯の定義そのものである。社会に自らを統合していくことは、もはや、国の原理の注人を通して全体の構成員になることではなく、全体の中に、他者とは異なる自分固有の席を見出すという⁽³⁾ことなのである。このことは、現代フランス社会にお

いて国全体の要請・課題とされているアンセルシオンとはほぼ同一の意味内容を表すものであると考える。

- (1) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 354.
- (2) *ibidem*.
- (3) *op. cit.*, p. 353.

4 経済発展の要請

その後、学校制度は、最優先の使命としての国の経済発展に寄与することになった。政治による統合は経済による統合に引き継がれていくのである。一九五〇年代末、フランスは資格ないし有資格者の不足に見舞われていた。この状況の下で資格の獲得は、職業的、時として社会的な真の昇進を保証するものであった。従って、義務教育修了後、進学していく若者の数は鰻上りであった。一九一四年、五％であったのが、五〇年代末には、六五％に達した。⁽¹⁾

ギゾーは一八三三年、フェリーは一八八一年に、国が組織し管理する教育による人民の教化を立案した。⁽²⁾ それ

以来、初等教育は中等教育を視界に入れ、中等教育には技術教育並びに職業教育が接合していくことになった。学校教育は依然として国の問題であったが、その重要な機能は国の統一だけではなくなった。生産機構の発展ということが浮上してきたのである。

このような論理は、学校の機能を急激に変えた。学校の中心的使命はもはや市民を育成することではなく、彼らをアンセルシオンに徐々に導いていくことになった。統合は政治に対してではなく、経済に対して機能するようになっていった。学校の基礎に関するこの急激な再定義は、第三共和国の下で設定した学校計画を骨抜きにしてしまったのである。機会均等の概念は、この矛盾をイデオロギー的に統制することを可能にする。⁽³⁾

中等教育に対して若年者とその家族は、古典教育や現代数学ではなく、社会的昇進を期待しているのである。しかし、学校は、全員には約束を果たさないと条件でしか、一部の者に約束を果たさないのである。つまり、最も羨望的である社会的地位に全員が昇ることはできないのである。昇進の道具としての学校は選抜の道具でもある。長い学業期間及び社会的昇進へ繋がる王道から、

このように外れた者たちは、それにも拘らず、社会から排除されるわけではないのである。というのも、種々の水準において全員のために職務があるからである。しかし、それらは、先ず「掃き溜め」の階級のための格の低い仕事であり、次いで無資格の職である。⁽⁴⁾

- (1) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 351.
(2) op. cit., p. 341.
(3) op. cit., pp. 353-354.
(4) op. cit., pp. 355-356.

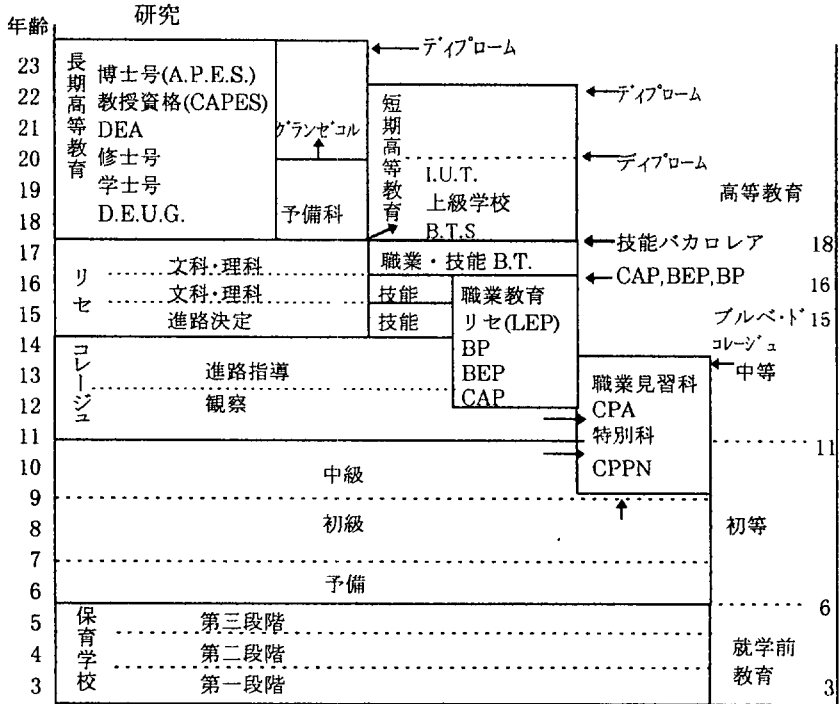
5 適性の重視

一九五九年、ベルトワン改革により、義務教育が一六歳まで延長され、全員に第六学年と第五学年(中等教育)への門戸を開いた。これと平行に、職業・技術教育が再編成された。技術バカロレアが一九六五年、職業教育ブルヴェと技術短期大学(IUT)が一九六五年に創設された。進学する若者が増加する一方、国の経済活動が、児童・青少年に大々的に門戸を開いていった。この

二つの理由から教育に投資を行なうことが至上命令となった。しかし現実において、この投資により、国が必要とするエンジニア、大学教授及び技術者の養成がなされなければ採算が合わないことになった。技術教育の方が適しているであろう若年層を理論教育に引き留めること、またその逆も適切な投資とは言えないのである。⁽¹⁾

これらの多様な能力を的確に追及していくことを通じて、種々の教育形態が全ての生徒を個々の適性に従い受け入れていかねばならない。それは階層化ではなく、配分の問題なのである。⁽²⁾この言説は、一九五九年以降、今日もなお、フランス学校制度を支配している論理を理解するための基本的なものである。もはや、入るか入らないかという二分法的選別の論理ではなく、フロー配分による、システム調整の論理なのである。つまり、全員が中等教育に進学する、しかし各人は自らの適性と経済の需要に応じて方向づけられる。これは、若年者たちが異なる種類の機関並びにその課程によって構成されるネットワークの内部において往来できるようにすることが含意されている。⁽³⁾第三共和国の学校が、その原則により、あらゆる差異を自らの分野から排斥したのに対し、第五

フランスの学校教育システム



- CPPN : 学力別職業準備科
- CAP : 職業適正証
- BEP : 職業教育ブルベ
- BP : 職業ブルベ
- CPA : 見習工準備科
- APES : 中等教育適正証
- BT : 技能士ブルベ
- BTS : 上級技能ブルベ
- DEUG : 大学一般教育ディプローム
- DEA : 専門研究ディプローム
- IUT : 技術短期大学

Source: Francine VANISCOTTE, 70 millions d'élèves L'EUROPE DE L'EDUCATION, HATIER, 1989.

共和国の学校は逆に、あらゆる差異の探知とそれらの学校による管理を包摂して⁽⁴⁾いた。

- (1) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 352.
- (2) Réforme Berthoin, Exposé des motifs (in Decannes L., Réformes et projets de réforme de la Révolution à nos jours, Paris, Institut pédagogique national, 1962, Annexe XVI, pp. 392-393).
- (3) Bernard CHARLOT, op. cit., p. 352.
- (4) op. cit., p. 353.

6 職業と教育

学校が修了証を交付することにより、職業社会への道を保証すること、即ち、職業的アンセルシオンの実現を支えることは多くの人が期待するところである。実際はどうであろうか。人々の社会的なアンセルシオンを援助するソーシャルワーカー自身を例にとってみよう。確かに、ディプローム(特に高等教育の修了証又は卒業証)が自由業又は臨床療法従事者への道を開いたり、教育者

の地位の獲得を可能にしたりする場合はある。出口を持った幸運な道であるが、数は限られているのである。大部分は、採算は不確かであり、昇進は全く個人的なのである。⁽¹⁾

不況の結果、特に不安定諸部門において、労働における降格及び採用の際の資格過剰の現象が強まってきた⁽²⁾ことが補足される。この現象は多くの経済学者や企業経営者らにより指摘されており、レギュラシオン・モデル⁽³⁾の説明図式を補完した形となっている⁽⁴⁾。構造対策においては、相次いで誕生した各政府の対応は少々不安定なものであった。例えば、ジャック・シラック(J. CHIRAC)が率いた政府は、若年失業を、供給可能な求人数に対する資格過剰として解釈した。高い資格を必要とし、数限られた職に対して、工業そして第三次産業さえ、無資格の労働力でも遂行できる、反復的で細分化された作業から成る単調な職務を提供する比重を高くし、あるいは高める傾向がある。逆に、求職の例については、若年層の一般教養と知識の水準の上昇は遂行する職務の質の向上を要求している⁽⁵⁾。

学校システムと関連して、通常文部省の囑託下にあた

る団体と社会教育活動を担う団体を区別する必要がある。最近では継続教育に関する一九七一年の法律により、多数の団体が創設された。これは、利用者の職業活動に結びついた資金調達システムに基いている。同法は、営利及び非営利目的の公的並びに民間の生産者が競合するような市場を形成する。これは、一九七七年以降の雇用政策の各手段の増加についても同様であった。アンセルシオンを目標とする研修の企画から中間団体までがその例である。

RMIの装置の一部が類似の効果を示しているというのもRMIは、社会扶助の部分(収入のない全ての人が行政に対して保有する権利)と契約に近い部分(職業的アンセルシオン計画への加入)とを結合しているからである。RMIは地方公共団体の社会福祉事業部門との連携において公益団体を動員している。これらと平行して、一九七三年ないし一九七四年以来、従来の団体の目的が、余暇利用の分野(リクレーション並びに文化活動)から労働の分野(一定の社会層について「職への距離」の短縮)への移行が観察された。

また、RMIは、社会文化活動の指導員が彼らの参加

者の雇用のために、専門化していくことに符号する。更には、教育訓練の事業主体ではないにしてもアンセルシオン企業の活動の実績に注目する必要がある。当初、中間企業と称されたこれらの企業は厚生省(一九七九年)の通達に由来する。この通達により困窮状態の人々が生産性のある労働に就くための援助を行う企業とソーシャルワーカー達が実験的に運営(経営)することが可能になった。その経営の条件は、専門的な施設に比べより柔軟なものであった。これらの企業の特徴は生産単位であると同時に困窮状態の人々のための職業社会の側からの受け入れサービスの窓口である、職業社会(実社会)の環境の中で彼らが教育訓練を受ける点にある。この任務にかかる追加費用を市場外で賄う人を余儀なくされたアンセルシオン企業は通常公益法人のネットワークに支えられている。

このように、学校教育も、雇用という社会の基本的且つ切実な要請に十分に対応することができなくなってきていると同時に、社会教育若しくは継続教育についても、リクレーションや文化活動などの余暇利用の分野から労働の分野延いてはアンセルシオンのための支援活動へと方

向転換を迫られてきている。

- (1) Jacques ION, Jean-Paul TRICART, *Les travailleurs sociaux*, Editions La Decouverte, 1992, p. 74.
- (2) CERFQ (Centre d'Etudes et de Recherche de Qualification) 等の総論文章。
- (3) Antoine RIBOUD, Oclave GELINIER, François DALLE 等。
- (4) Simon WUHL, *chômage d'exclusion et politique d'insertion*, Presses Universitaires de Lille, 1992, pp. 162-163.
- (5) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 358.
- (6) Claude VIENNEY, *L'économie sociale*, Editions La Decouverte, 1994, p. 51.
- (7) op. cit., p. 52.

7 教育の機会均等と社会的不平等

一方、社会的な諸要因から生ずると考えられる不平等は社会的排除の一形態であると捉えることができる。第五共和制において、社会の建設も、国家の原理を各人に組み込むことからではなく、相互補完的である各個人を

組み合わせることを通して行なわれるようになった。これ以降、中心的課題は市民権ではなく、機会均等となった。社会的排除の問題は浮上していなかったが、学校における排除は既に問題となっていた。⁽¹⁾

ところで、無資格の職は、非常にテラー主義的な方式で工業化が進展する社会において増大する。また、管理職層、エンジニア及びテクニシアンが急速に増加している一方、無資格のブルーワーカー、単能労働者も次第に増えている。これらの職は、資格と賃金の点で最下層に位置し、旧農業従事者(特に女性)、移民労働者、学校から脱落した若者たちによって占められている。確かに移民は、フランス社会では埒外に置かれているが、排除されてはいない。第一に、彼らは何らかの活動をしており、第二に、フランス社会に統合されることは望んでいない。というのも、移民は大方、労働移民であり、定住のためではないからである。

学校教育の不平等は多くの場合、教育の世界の外部に存在する。子どもの学習成果に向けられる親の関心、財政能力又は家庭の社会的資本はしばしば、子どもの就学に付随し、後になって、その効果が現われてくる。予測

可能な驚異的な成功のいくつかの例を除けば、地位と状況の継承が確認できる。つまり、学校における子どもの成就、学業達成は家庭の経済的・社会的条件と子どもの教育に対する親の姿勢から無視しえない影響力を受ける。という教育の基本的な構造が明らかにされてきている。

機会均等を語ることは、平等の場と同時に、差異と不平等が創出される場としての学校システムを問題提起することである。一見、平等である、この機会均等の概念は、実際には、不平等の二つの原理を含蓄しており、それらを正当化することに役立っている。その二つとは、先天的な能力の不平等と社会的地位の不平等である。⁽³⁾

RMIの四七%の受益者が中等教育第三学年より低学歴であり(中卒以下)、内二%が筆記ないし高等表現において困難を示している。一九%が中卒又は職業教育の入門程度、そして二〇%がCAP(職業適格証)若しくはそれ以下の水準である。一〇・八%の受益者がBacc(バカロレア、大学入学認定証)又はそれ以上の水準である。⁽⁴⁾即ち、受給者の多くが低学歴であり、無資格である。

教育政策の中心において、機会均等と差異の正当性の

問題は、同様に今日の社会学及び教育学の諸研究の中心を占めている。例えば、再生産の諸理論は、社会的出自の差異、学業達成の差異、そして職業的アンセリシオンの差異の間の対応関係を論証しようとしている。社会学者は差異を告発しようとしてこれを包圍しているし、教育学者は差異を撲滅するために監視を行なっている。事実、教育学的には、差異は社会的・文化的なハンディキャップであり、機会均等を保証するために補正すべきものと考えられている。差異を欠如、不足、欠陥と捉えるこの解決法は、理念上の規範が依然として類似性及び平等性であるということを示している。

- (1) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 354.
 - (2) Jean-Claude DROUIN, La société française face à ses inégalités sociales, HATIER, 1994, p. 71.
 - (3) Bernard CHARLOT, op. cit., p. 354.
 - (4) RMI Bilan 1993 (no 23 7/94), p. 5.
- CPA (Certificat d'Aptitude Professionnelle) は、標準二年制の短期職業高校 (lycée professionnel) にあつて取得を準備することができる国家資格である職業適格証。

第五学級(標準一二〜一三歳)修了の時点で一四歳に達した者、若しくは調整第四学級(quatrième aménagée、標準一三〜一四歳、第五学級での成績不良の生徒が入り、基礎必修科目の学習強化に努める)に在籍している者を対象に、三年間、一般教育と職業教育が行なわれる。

バカロレア(Baccalauréat, Bac)は、後期中等教育修了資格であると同時に、大学入学認定証取得者の称号。

8 学校における落伍

学校教育における挫折ないし落伍は社会的・経済的な要因に帰するところが大きいと考えられるが、結果として社会的及び経済的な排除を招来する。ある意味においては、Bac⁽¹⁾の準備クラスの生徒は排除された者たちである。なぜなら、彼らは、多くの場合、Bac C⁽²⁾から除かれているからである。これは、グランテコル(Grande Ecole)⁽³⁾に入りたかったが、排除されてしまった大学の学生と同じ状況である。明らかに排除されたと認められる若年層の中核の外側において排除に特徴づけられているのは一つの状態ではなく、挫折した志望そのものなのである。この点において、排除は、帰属している、いないの事実についてではなく、学校的・社会的尺

度における等級的な位置づけに関して明白になるのである。⁽⁵⁾

統合―排除の対は、第三共和制の学校や、一九六〇年代に設立された学校システムを的確に特徴づけるものではない。前者は若年層を政治によって統合した。従って、それ自体は排除の脅威を帯びていたわけではない。後者は、その性格から、学校的排除を産出した。しかし、この排除が降りかかった若年層は、職業的アンセルシオン、従って社会的な統合は果たしていたが、経済不況と失業が問題の所与を変えたのである。⁽⁶⁾ それ以後、学校から排除された者には社会的排除の運命が待つことになった。

一九七〇年代の中頃、フランスは世界的な経済不況に見舞われた。この不況は急速に、深刻な若年失業を引き起こした。一九七七年一〇月には、二五歳未満の労働人口の一二・九%が失業していた(男性に関しては八%、女性は一七・三%)。ディプロームを持たない者の失業率は取り分け高く、男性の一八%、女性の三七%であった。政府は景気対策と同時に構造対策に焦点を当てて対応を図った。⁽⁷⁾

景気に関しては、初の「雇用協定」が一九七七年に採

扱された。かくして、新たな時代に突入したのである。つまり、学校での挫折が失業、低資格の職、不安定職へと導いてしまうのである。社会的処遇や教育訓練に関する数多くの装置が制定された。例えば、アンセルシオン・資格取得・連帯の契約、企業内研修・職業生活入門研修、公益事業等である。一九六〇—一九七〇年代に設定された論理は依然として支配的であった。つまり、若年層の将来のアンセルシオンの展望において、学校が彼らを事前に序列化してしまうというものである。

しかし、この論理は、それ以来、就職難の状況において機能するようになった。結果は即座であった。教育水準が最も低い者が職業的アンセルシオンを果たすのに最も困難を強いられるようになった。学校における排除は社会的排除へと拡張したのである。学校での挫折が失業へと繋がっていくことの証である。また、その対策として、社会的処遇と教育が連携することの必然性が明らかになっている。

総体としては、栄光の三〇年間に経済的・社会的不平等は縮小したものの、不況の結果、社会層間の格差は広がっている。雇用及び所得の減少、従って消費の落ち

込みとなって現われている。それに加え、最も不遇な層の子どもたちの就学が困難になってきている。彼らはZEP (Zone d'Education Prioritaire, 教育優先地帯) に集中しており、社会的排除と落伍の状態に日々、脅かされている。これらの不平等は、深刻な不況によって更に深まり、社会構造に亀裂を生じさせているのである。

特に貧困の戸口にいる者には大きな打撃を与え、民主主義のコンセンサスを揺るがせる一方である。⁽⁸⁾ 社会的な排除は学校における落伍という形で顕在化し、貧困層出身の子供が義務教育を全うする上で、より大きな障害という形となって現れており、留年率の高さがその例証である。

第三の社会層、即ち無資格の職に多数参入してくる学校から脱落した若年層については話が変わる。これらの若年層は二種類の課程を経ている。一つは、特殊教育科 (S. E. S. Section d'Education Specialisee) であり、これは、一九六七年、軽度の精神薄弱をもった者 (「軽愚」精神年令が一〇歳程度の者) までを含む若年層を対象に設立されたが、実際には、更に広範な層を受け入れられている。それらの入学者数の増加は急速である。⁽⁹⁾

保護者の社会・職業カテゴリー別児童の
初等教育予科における留年率 (%)
(1979-1980)

農業経営者	10.1
農業被用者	27.1
企業経営者	3.5
家内工業主及び商店経営者	9.7
上級管理職層、自由業	2.2
中間管理職層	4.2
事務系被用者	10.4
職工長及び有資格労働者	14.4
単能工	21.4
その他の工業労働者	22.4
サービス	21.0
その他のカテゴリー	6.0
非就労者及び非申告者	22.6
合計	13.1

Source. Les Tableaux de la solidarité, rapport au ministre de la Solidarité nationale, sous la direction de Catherine Blum-Girardeau, Paris, La Documentation française, 1981, p. 179.

しかし、S.E.S.については殆ど語られていない。文部省の統計局でさえ、その存在を認識していないように思われる。若年層が無資格で学校システムから流出する統計に、これらのS.E.S.の入学者が含まれるのは一九八六年になってからであった⁽¹⁰⁾。

この課程は、専門教員が、特別プログラムを、特別な環境(学校敷地内中庭奥のプレファブ)で実施するものであり、学校における挫折と学校に関する社会的不平等の象徴となっている。前期中等教育において、「6e de transition」は一九七七年、「5e」は一九七八年に、ア

ビ(HABY)⁽¹¹⁾改革の一環として廃された。同時に、「6e」(標準一一〜一二歳)「5e」(標準一二〜一三歳)の学級において増大する多様性は中学校に重大な問題を投げかけ続けている。一九七二年には、実業教育課程(4e et 5e de Pratiques)⁽¹²⁾とC.P.P.N.(職業前準備級)とC.P.A.(見習い準備級)に変わった⁽¹²⁾。C.P.P.N.の廃止は一九八一年以来の計画の中に挿入されている。一九九一年及び一九九二年の新学期に、それらは解消され、アンセルシオン・クラスに変更される⁽¹³⁾。

- (1) 大学入学資格(バカロレア)Dコース。数学及び自然科学専修。理学部、医学部、薬学部を主な進路とする。
- (2) 同Cコース。数学及び物理学専修。理学部を主な進路とする。
- (3) 一群の高等専門教育機関。官民の上層・中堅幹部、上級技術者等を養成する。大学が、Bacを取得さえしていれば、原則として全国どの大学にも自由に入学できる、開放入学制を採用しているのに対して、従前の成績に加え、競争試験を課す他、予備教育を入学の要件としている。
- (4) S.E.S.(Section d'Education Spécialisée, 特殊教育課程)とC.P.P.N.(Classe Pré-Professionnelle de Niveau, 職業前準備級)並びに労働市場において陳腐化

したか、若しくは低賃金の専門分野のC.A.P.のための準備クラスの生徒たち。

- (5) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 357.
- (6) ibidem.
- (7) op. cit., p. 358.
- (8) Jean-Claude DROUIN, La société française face à ses inégalités sociales, HATIER, 1994, p. 72.
- (9) 一九七五年、八万六千人、一九八〇年、一万一千人
- (10) Bernard CHARLOT, de l'éducation nationale à l'insertion professionnelle, Presses Universitaires de Lille, 1992, p. 356.
- (11) 当時の文部大臣、アブ。一九七五年以来、plan HABYを立案し、中等教育において、第一段階を collège, 第二段階を lycéeにそれぞれ、一本化した。
- (12) C. P. A. (Classe Préparatoire à l'Apprentissage) と C. P. N. (Classe Préprofessionnelle de Niveau) とは同様に、第四学級に(標準で、一二〜一三歳)に進級できないう生徒に職業教育を施す。
- (13) op. cit., pp. 356-357.

9 不平等の再生産

例えば大革命以前のフランスのように、前工業社会に

おいては息子は単なる親子関係によって父親の地位を直接継承してきた。工業社会では社会的成功は学歴の獲得を媒介とする。経済的・文化的資源は就学にも有利にも不利にも働くが、この他に個人の社会的地位が、学校教育の各段階での成就の確率に影響を与える。更に、学歴を獲得した後にも、家庭の影響が影を潜めることはない。⁽¹⁾ 同じ学歴をもった工業労働者の息子と管理職層の息子とが労働市場と職業移動を前にして同等であるか否かは甚だ疑問である。家庭は未だもって、そして常に個人の社会的・職業的道程において一定の役割を演じている。事実、同一の教育を受けた異なる社会層出身の人々は実社会に同様に組み込まれてはいかない。息子の職業的地位が出身社会層に規定される頻度は高い。例えば、INSEEによれば大学入学資格保持者の中で管理職層になる確率は、父親が工業労働者の時は三一%、父親自身が管理職層の時⁽²⁾は五三%となっている。学校が媒介とするメリトクラシーの理想から現実が乖離している所以である。ピエール・ブルデューが称するところの社会的資本が機能している。これは、個人があらゆる際に抽出することのでき、自分及び家族の地位の利益を実現させるために

1985年におけるフランスの息子たちの運命(%)

父親の社会・職業層	息子の社会・職業層						合計
	1	2	3	4	5	6	
1. 農業経営者	3.8	8.9	5.0	12.0	6.7	33.6	100
2. 独立自営職人	2.0	29.0	19.6	19.2	7.2	23.0	100
3. 企業経営者	0.5	9.2	59.8	20.7	6.0	3.8	100
4. 上級管理職 及び知的職業	0.1	10.0	31.8	31.3	8.8	18.0	100
5. 一般被用者	0.3	9.7	22.9	31.7	13.9	21.5	100
6. 工業労働者	31.4	9.8	7.7	22.0	10.2	48.9	100
労働人口における構成	6.0	8.0	9.0	18.0	28.0	31.0	100

息子たちの社会・職業層は40-59才までの就労中又は退職した男性から構成される。

Source: 《La transmission du statut social; l'échelle et le fossé》, Economie et Statistique, mai-juin 1986.

動員する資源の総体である。社会的資本を伴わない単なる学歴は、一定の若年層の失業を説明する要因となっている。彼らは雇用システムにおいて有利に配置される上で困難を覚え、正当な権利があらう報酬とは無関係の報酬に甘んじる他に方法が見つからないことがある。

フランスにおける昇進の一定の可能性にも拘らず、種々の硬直性が個人の正当な願望に立ちほだかり、彼らの社会的カテゴリーにおける上昇を阻んでいる。イタリアの経済学者・社会学者パレート(Vilfredo PARETO)が主張したように、社会の他の階層に閉鎖的なエリート程悪いものはない。これは誰にとっても有益ではない。なぜならば、この状況は、革新と社会進歩の担い手として、大多数の人々のための変革の原点となり得る人々にとって欲求不満のもととなるからである。⁽³⁾

(1) Jean-Claude DROUIN, La France face à ses inégalités, HATIER, 1994, p. 54.

(2) op. cit., p. 55.

(3) op. cit., p. 56.

失業と学歴
雇用統計に見られる学歴別失業率

性別・年	学歴						合計
	0	1	2	3	4	5	
男							
1971	2.1	1.6	1.6	1.2	1.4	1.3	1.5
1975	4.2	2.8	3.5	2.3	3.2	2.0	2.7
1980	5.9	3.4	4.6	3.3	3.4	3.0	4.1
1990	10.5	5.7	5.7	4.9	2.9	2.3	7.0
1991	10.6	5.7	6.2	4.2	3.1	2.5	7.0
男(15-24才)							
1971	3.9	3.0	3.7	1.9	3.3	-	3.0
1975	11.3	7.0	4.9	3.7	9.2	3.3	6.6
1980	15.3	9.7	11.8	7.4	9.8	8.8	10.7
1990	25.9	16.3	11.3	11.9	6.5	2.9	15.3
1991	26.3	15.9	11.8	9.8	5.7	5.6	15.7
女							
1971	3.4	2.8	2.6	2.9	2.4	1.5	2.9
1975	8.0	6.3	7.2	6.3	3.6	4.3	5.2
1980	12.0	7.9	9.6	10.0	7.4	4.4	9.1
1990	16.5	11.3	12.6	7.7	4.1	5.2	12.0
1991	15.9	11.5	11.6	8.9	4.7	5.9	11.6
女(15-24才)							
1971	7.4	5.1	5.5	3.7	4.3	2.9	5.1
1975	17.7	12.4	12.5	9.1	5.0	6.3	10.1
1980	29.6	22.7	22.5	21.8	15.2	8.5	21.8
1990	40.0	24.7	22.8	15.2	6.8	19.9	23.9
1991	39.4	25.5	22.1	18.6	11.6	11.2	23.9

Sources: INSEE, Annuaire rétrospectif de la France 1948-1988.
INSEE, Enquête sur l'emploi (annual).

- 0: 学歴なしまたは学業証(CEP)
- 1: 中等前期教育ブルベ(BEPC)
- 2: 職業適格証、職業教育ブルベ、他の同水準のディプローム
- 3: バカロレア、職業ブルベないし同等のもの
- 4: 大学第一課程ディプローム、七級技能士ブルベ、技術短期大学ディプローム、パラメディカル、もしくは福祉関連ディプローム
- 5: 大学第二、第三課程、グランテコル、技術エコルのディプローム